

建築物省エネ法適合判定 手数料

(1) 新規の場合（刈谷市へ直接申請する場合）

	仕様基準	仕様基準及び標準 計算	左の計算以外
一戸建て住宅	19,100	27,000	37,100
共同住宅等又は複合建築物の総戸数			
	仕様基準	仕様基準及び標準 計算	左の計算以外
共有部分がある場合	総戸数 1戸	137,600	145,500
	2 ～ 5戸	154,400	172,400
	6戸～	170,400	194,300
共有部分がない場合	総戸数 1戸	19,100	27,000
	2 ～ 5戸	35,900	53,900
	6戸～	51,900	75,800
+			
非住宅部分の部分（複合建築物のみ）	工場	モデル建物法	その他
	47,500	95,000	248,400
その他の建築物			
	工場	モデル建物法	その他
	47,500	95,000	248,400

(2) 新規の場合（計画適合性確認機関が認めた場合等）

一戸建て住宅	5,200	
共同住宅等又は複合建築物の総戸数		
共有部分がある場合	総戸数 1戸	15,500
	2 ～ 5戸	20,600
	6戸～	27,800
共有部分がない場合	総戸数 1戸	5,200
	2 ～ 5戸	10,300
	6戸～	17,500
+		
非住宅部分の部分（複合建築物のみ）		10,300
その他の建築物	10,300	

(3) 変更の場合（刈谷市へ直接申請する場合）

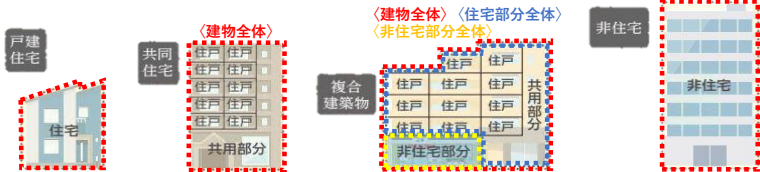
	仕様基準	仕様基準及び標準 計算	左の計算以外
一戸建て住宅	10,100	14,100	19,200
共同住宅等又は複合建築物の総戸数			
	仕様基準	仕様基準及び標準 計算	左の計算以外
共有部分がある場合	総戸数 1戸	70,400	74,400
	2 ～ 5戸	79,300	88,200
	6戸～	88,000	99,900
共有部分がない場合	総戸数 1戸	10,100	14,100
	2 ～ 5戸	19,000	27,900
	6戸～	27,700	39,600
+			
非住宅部分の部分（複合建築物のみ）	工場	モデル建物法	その他
	24,300	48,600	125,200
その他の建築物			
	工場	モデル建物法	その他
	24,300	48,600	125,200

(4) 変更の場合（計画適合性確認機関が認めた場合等）

一戸建て住宅	3,200	
共同住宅等又は複合建築物の総戸数		
共有部分がある場合	総戸数 1戸	9,400
	2 ～ 5戸	12,400
	6戸～	16,700
共有部分がない場合	総戸数 1戸	3,200
	2 ～ 5戸	6,200
	6戸～	10,500
+		
非住宅部分の部分（複合建築物のみ）		6,200
その他の建築物	6,200	

※建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微な変更に関する証明書交付手数料は、上記変更額に対して2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数は切捨）

※申請に係る建築物が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合における手数料の額は、建築物の区分に応じ、その他の建築物に規定する額に相当する額とする。



(5) 設計一次エネルギー消費量の算出に含まれない場合

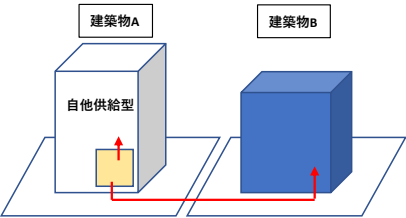
【例】工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、データセンターにおける電算室等	
新規	10,300
変更	6,200

(6) 自他供給型熱源機器等設置時（新規）

一戸建て住宅		5,200	
共同住宅等又は複合建築物の総戸数			
共有部分がある場合	総戸数	1戸	15,500
	2	～ 5戸	20,600
		6戸～	27,800
共有部分がない場合	総戸数	1戸	5,200
	2	～ 5戸	10,300
		6戸～	17,500
+			
非住宅部分の部分（複合建築物のみ）			10,300
その他の建築物			10,300

(6) 自他供給型熱源機器等設置時（変更）

一戸建て住宅		3,200	
共同住宅等又は複合建築物の総戸数			
共有部分がある場合	総戸数	1戸	9,400
	2	～ 5戸	12,400
		6戸～	16,700
共有部分がない場合	総戸数	1戸	3,200
	2	～ 5戸	6,200
		6戸～	10,500
+			
非住宅部分の部分（複合建築物のみ）			6,200
その他の建築物			6,200



※自他供給型熱源機器等で、供給する建築物毎の総和で計算する